

吉賀町告示第111号

平成27年第2回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年5月25日

吉賀町長 中谷 勝

1 期 日 平成27年6月12日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桑原 三平君	大多和安一君
三浦 浩明君	桜下 善博君
中田 元君	河村 隆行君
藤升 正夫君	河村由美子君
庭田 英明君	潮 久信君
安永 友行君	

○6月15日に応招した議員

○6月16日に応招した議員

○6月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成27年 第2回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成27年 6月12日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成27年 6月12日 午前9時01分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第58号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第6 議案第59号 吉賀町電気自動車用急速充電器施設条例の制定について
- 日程第7 議案第60号 吉賀町総合戦略推進委員会条例の制定について
- 日程第8 議案第61号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第62号 地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第63号 吉賀町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第64号 吉賀町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第65号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第66号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第67号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第68号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第69号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第70号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第71号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第72号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第73号 平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第58号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第6 議案第59号 吉賀町電気自動車用急速充電器施設条例の制定について
- 日程第7 議案第60号 吉賀町総合戦略推進委員会条例の制定について
- 日程第8 議案第61号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第62号 地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第63号 吉賀町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第64号 吉賀町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第65号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第66号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第67号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第68号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第69号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第70号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第71号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第72号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第73号 平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）

出席議員（11名）

1 番 桑原 三平君	2 番 大多和安一君
3 番 三浦 浩明君	4 番 桜下 善博君
5 番 中田 元君	7 番 河村 隆行君
8 番 藤升 正夫君	9 番 河村由美子君
10 番 庭田 英明君	11 番 潮 久信君
12 番 安永 友行君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
教育長	石井 澄男君	教育次長	坂田 浩明君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	光長 勉君
柿木地域振興室長	三浦 憲司君		

午前9時01分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、平成27年第2回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本日、青木出納室長は窓口業務のため欠席をします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番、桑原三平議員、2番、大多和安一議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。8番、藤升議会運営委員長。

○議会運営委員長（藤升 正夫君） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

6月5日に開催いたしました議会運営委員会において、本定例会の会期を本日12日より19日までの8日間と決したことを報告いたします。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月19日までの8日間になりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から6月19日までの8日間と決定をしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。行政報告の前に、第2回の定例議会、きょうからでございますけれど、御提案申し上げますのは15議案でございます。慎重審議の上、御可決賜りますよう、まずお願いを申し上げます。そして、報告をさせていただきたいというように思っております。

お手元の動静報告でございますけれど、3月議会で御報告申し上げた後のものでございます。

3月議会中ではございましたけれど、3月13日は吉賀中学校の卒業式。

15日が、自衛隊新入隊員の激励会。

また、3月20日が七日市小学校の卒業式。

26日に、住宅公社と土地開発公社の役員会がございましたので、出席しております。

3月29日が、カタクリ祭りでございます。

3月30日、叙勲の伝達、これにつきましては死亡叙勲でございました。旧六日市町時代の議員の方へ伝達をさせていただいております。

また、3月31日には消防分遣所の併任辞令等の会長辞令ですか、また退任式を行っております。

また、4月1日につきましては、新年度の始めとともに新任式を行い、また新規採用職員の研修に参加しております。

また、4月3日におきましては、六日市学園の入学式がございました。

また、4月8日、今度、合併10周年として発行いたします暮らしの便利帳、株式会社サイネックスというところの協力で発刊するわけでございますけれど、この発刊に当たっての調印式を行っております。

4月9日は、吉賀高校の入学式と柿木中学校の入学式に出席いたしております。

また、4月13日は小水力発電協議会の総会がございまして、これに出席させていただいております。

また、4月17日に森英恵展がございましたので、これへのいわゆる内覧会、それに参加いたしまして、18日が森英恵のトークショーということで澄川喜一先生との対談がございました。

また、4月19日、やくろの創業祭へ出ております。

また、20日には交通安全対策協議会がございまして、春の交通安全がまた始まったという状況でございます。

4月21日に、自治会長会を開催しております。

また、4月24日には商工会婦人部の総会へ出席させていただいております。

4月26日は、夢・花・マラソンが、恒例のマラソンが実施されて、多くの参加者をいただいたところでございます。

5月11日は、ぎんなんの臨時議会、これは訴訟に関する等の臨時議会をさせていただいております。

また、午後には六日市病院開院34周年と式典がございましたので、出席いたしております。

また、5月13日、森林協会の理事会。

また、5月19日は臨時議会を行って、また全員協議会を開催させていただいたところでございます。

午後には、自衛隊募集相談員の委嘱状の伝達式に出席させていただいております。

5月20日が、交通安全週間で立哨をさせていただきましたが、交通安全の呼びかけでございますけれど、雨のため短時間で終わったところでございます。

5月24日におきましては、吉賀高校の講演会がございましたので、これに出ております。

5月27日、国交省への要望。また、ダム電源関係市町村協議会の総会。

また、28日には全国たばこ協会の総会へ出席いたしております。

6月1日には、皆様方にも御参加いただきました発電所の開所式を開催いたしたところでございます。

6月5日につきましては、全員協議会を開催させていただきました。

6月7日、J C 益田50周年記念の式典がございました。これに参加させていただいて、その足で上京させていただきまして、彫刻の道で、むいかいち温泉ゆ・ら・らの設計者でございます新居千秋さんとの協議で事務所を訪問し、その日、教育再生会議、首長会議のほうへ出席させていただいております。

6月10日に、農業公社の総会をさせていただいたというのが、今日までの動静でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、行政報告は終わりました。

日程第 5. 議案第 5 8 号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第 5、議案第 5 8 号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第 5 8 号でございます。これにつきましては、益田市議会の定数が変わるということで、広域圏の議員のまた定数変更といったようなものでございます。

議案第 5 8 号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、益田地区広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求める。平成 2 7 年 6 月 1 2 日提出。吉賀町長中谷勝。

1 ページをお開きいただきまして、益田地区広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約、益田地区広域市町村圏事務組合規約（昭和 4 5 年指令第 2 0 号の 1 2）の一部を次のように変更する。

第 5 条中、「2 4 人」を「2 2 人」に改め、同項第 1 号中、「1 6 人」を「1 4 人」に改める。

附則、この規約は平成 2 7 年 9 月 9 日から施行するということで、詳細につきましては、担当いたしております企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課長の深川仁志です。議案第 5 8 号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について詳細説明をいたします。

参考資料として 1 ページに新旧対照表を添付しております。ごらんください。

本件につきましては、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、同組合から協議を求められたもので、同組合議員の議員の定数について所要の変更をするものでございます。

同組合の議会を構成する益田市議会の議員定数が、次の一般選挙より改正されることに伴いまして、改選後の組合議員定数について益田市議会から同組合に申し入れがあったもので、構成団体での協議を経て今回の提案を行うものでございます。

改正内容は、益田市の定数区分を 2 名減とするもので、各市町村の構成は参考資料、改正案のほうでございますが、益田市が 1 4 人、津和野町が 4 人、吉賀町が 4 人となるものでございます。

次期市議会の任期開始となる 9 月 9 日からの施行としております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許し

ます。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第5、議案第58号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての質疑は保留しておきます。

日程第6. 議案第59号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第59号吉賀町電気自動車用急速充電器施設条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第59号につきまして御説明を申し上げます。

これにつきましては、電気自動車が出ておりますが、そうした給油所はございますけれど、電気の充電所を町内にということで予算化をいただきまして、むいかいち温泉ゆ・ら・ら、柿木の道の駅、どちらも道の駅に2基、各1基ずつ設置したものでございます。

吉賀町総合戦略推進、これは違う。失礼しました。60号が次に出てきましたので。

議案第59号吉賀町電気自動車用急速充電器施設条例の制定について、吉賀町電気自動車用急速充電器施設条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。平成27年6月12日提出。吉賀町長中谷勝。

詳細につきましては、次ページから条文がございます。これにつきまして、担当いたしております企画課長のほうから詳細説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 引き続き、議案第59号吉賀町電気自動車用急速充電器施設条例の制定について詳細説明をいたします。

この条例は、7月1日から供用開始予定の電気自動車用の急速充電器の設置及び管理について定めるものでございます。

参考資料2ページから図面を添付しております。

設置場所は、道の駅むいかいち温泉とかきのきむらの2カ所でございます。

供用開始は、重複します、7月1日ですが、急速充電器は24時間稼働するものとしております。

その他、条例に基づきまして説明させていただきます。

利用者は、使用料を必要としておりまして、その額は1回30分で500円としております。第6条で禁止行為を記載しております。あと、第7条で還付、損害等について定めております。損害の賠償と委任について定めております。

参考資料の２ページ、３ページが、むいかいち温泉の設置場所と詳細図、４から５ページが、かきのきむらの詳細図となっております。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。８番、藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） 今、説明をしていただきました。それで、実際にこの急速充電器そのものを日常的な管理、また料金等の回収等を行うのは、誰が行うことになるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 御質問にお答えします。

１回の使用料が５００円としております。これは自動販売機と同じ形式でコインを入れて３０分充電できるという仕組みとなっております。

回収につきましては、職員が定期的に行うこととしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ８番、藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） 職員というのは町職員のことだというふうに理解をしますが、そのお金は歳入としてはどの分野に入ることになりますか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

使用料ですので、使用料に入ることになります。

以上です。

○議長（安永 友行君） ８番、藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） 使用料収入で確認をさせていただきました。それで、これはいわゆる変圧器設備ですので、電気設備として一定の期間のうちに専門的な検査等が必要な対象となるというふうに思いますが、その点について、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

現在、保守につきましては、専門の業者に委託する予定としております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第６の議案第５９号吉賀町電気自動車用

急速充電器施設条例の制定についての質疑は保留しておきます。

日程第 7. 議案第 6 0 号

日程第 8. 議案第 6 1 号

○議長（安永 友行君） 日程第 7、議案第 6 0 号吉賀町総合戦略推進委員会条例の制定について及び日程第 8、議案第 6 1 号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、6 0 号、6 1 号につきまして御説明を申し上げます。

6 0 号につきましては、先ほど勇み足でございました。総合戦略の推進委員会の設置の条例でございます。また、これに伴います委員さんの報酬等を支払わなくてはなりませんので、6 1 号で非常勤特別職の報酬及び費用弁償の支給条例を改正したいというものでございます。

議案第 6 0 号吉賀町総合戦略推進委員会条例の制定について、吉賀町総合戦略推進委員会条例を制定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 6 9 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求める。平成 2 7 年 6 月 1 2 日提出。吉賀町長。

条例につきましては、別紙でございます。

議案第 6 1 号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例（平成 1 7 年吉賀町条例第 3 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。平成 2 7 年 6 月 1 2 日提出。吉賀町長。

詳細につきましては、担当いたしております企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 議案第 6 0 号吉賀町総合戦略推進委員会条例の制定についての詳細説明を行います。

本条例につきましては、まち・ひと・しごと創生法第 1 0 条第 1 項に規定されています総合戦略についての審議を行うために設置するものでございます。

審議の内容につきましては、総合戦略の策定から個別事業の成果目標の検証、検証を踏まえての総合戦略の変更等を審議する予定としております。

第 3 条をごらんいただきます。委員会は 1 5 人以内としまして、任期は計画期間が満了するまでとしております。委員につきましては、学識経験のある者と規定しておりますが、住民関係団体、民間事業者等、年齢層も含めて幅広い方の参加により、真に吉賀町のための計画となるよう審議、検討する予定としております。

4条以降に組織形態及び報酬等について規定しております。

引き続きまして、議案第61号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について詳細説明を行います。

参考資料の8ページをごらんください。

現行と改正後案があります。8ページの右側の列の中段よりちょっと下になろうかと思いますが、吉賀町総合戦略推進委員、会長、委員ということでアンダーラインが引いてあるものでございます。会長の報酬が6,500円、委員を6,300円と定めております。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、詳細説明は終わりました。これより質疑を許します。質疑はありますか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この点につきまして、全員協議会でも説明をしていただいております。そのときの質疑の中で、女性の登用についてお聞きをしたところ、割合は配慮するというので、そのときお答えをいただいておりますが、吉賀町男女共同参画計画というのは平成22年に、21年度ですね、策定をされております。この中では、当面の目標として30%という数値目標を上げておられます。また、28年度までに50%を目指すよう推進しますというふうに言われておるわけでございますので、可能な限りこれに近づけるということが必要かと思いますが、その点について、どういう形でやろうとしているか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 質問にお答えいたします。

各団体等から推薦をいただくという形をとらせていただきます。その際に、今の議員の質問にありました女性の登用についても依頼したいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今、各団体ということでありましたので、具体的にその各団体名について御紹介願います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現在の予定ということで御理解いただければと思います。現状、今考えておりますのは、金融機関、商工会、農業協同組合、ちょっとここが確定ではありませんが、母子保健推進委員、あと社会福祉協議会、あと各企業を想定しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今、御紹介いただきました。それで、先ほどの女性の問題も含め

てなんですけども、委員の公募ということについてはどのように考えておられるのか。検討されていたのであれば、その内容についてお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現在、委員の公募については考えておりません。各団体からの推薦いただく方は、おおよそが町民と想定しておりますので、町民としての御意見も伺えるものと思っております。それと、住民の意見につきましては、まちづくり評価等とあわせながら、今のまちづくり計画に対する御意見と、計画策定、案ができましたら公表しまして、パブリックコメントをいただくことを考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） この委員会につきましては、総合戦略に関する審議を行うということとなっております。この総合戦略の進捗等、進む中で、進みぐあいとか、そういうことについてはこの委員会で審議する対象となるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 御質問にお答えします。

この委員会では、総合戦略の策定から個別事業の成果目標の検証、いわゆる K P I といわれる部門でございますが、その検証結果を踏まえて総合戦略の変更等をまた審議していただくということになります。総合戦略が終了するまで審議をいただくということの予定としております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第 7、議案第 6 0 号吉賀町総合戦略推進委員会条例の制定について及び日程第 8、議案第 6 1 号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第 9、議案第 6 2 号

○議長（安永 友行君） 日程第 9、議案第 6 2 号地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第 6 2 号につきまして提案理由の説明をさせていただきますと思います。

これにつきましては、柿木地区に設定しております地域自治区の設置に関するものを、全員協

議会等でも御説明してきておりますけれど、約5年間を延長したいというものでございます。

議案第62号地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例について、地域自治区の設置に関する条例（平成17年吉賀町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年6月12日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきまして、別紙でございますけれど、先ほど申し上げましたように、9月30日となっておりますものを平成33年3月31日までにしたいということでございます。

詳細につきましては、担当いたしております柿木地域振興室長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。三浦柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） 議案第62号地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例についての説明をいたします。

参考資料の10ページをお開きください。

現行の第2条第2項にあります名称及び設置期間、平成27年9月30日というのを、改正の案ですけれども、平成33年3月31日までとするということです。

それから、第10条、設置期間の延長等についてですけれども、町長は、第2条第2項に定める地域自治区を設置する期間が終了するまでに、その延長等について検討し、所要の措置を講じなければならない。このものを削除いたします。それに伴い、第11条が繰り上がって第10条になるということです。

この改正案は、先ほどの現行条例第10条に基づき、柿木地域振興協議会に意見を伺い、昨年9月の答申で、柿木地域振興協議会の意見は、自治区柿木村を続ける、現行の組織形態を残しながら新たな自治組織を組織し、まちづくりを進めていくというものでした。

町として、諸般の意見をお伺い、答申の趣旨を尊重し、住民自治と行政との協働によるまちづくりを実現するために、5年という期間を定めて自治区の設置を延長するものです。また、5年の期間が終了した際は、市町村の合併の特例に関する法律をもとにしたこの条例は廃止することとします。

以上、説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 室長に1点確認をさせていただきますが、今までのこの自治区の延長につきまして、2回の全員協議会が開かれました。そして、町長のほうからも5年延長という素案が出まして、それにつきまして全員協議会で協議しまして回答をしておりますが、その中にもおおむね継続設置には賛成であるという意見を町長のほうに報告をしております。

そういうことも踏まえまして質問をさせていただきますが、その後に、先月行われました全員協議会の資料の中に、手づくり自治区柿木村ということにつきまして、昨年の12月から設立準備会等がありまして、何回も会議が開かれて、いろんな活動がされております。その報告がありました。

その中で、もう7月には、来月には組織、規約の決定、あるいは100年後の柿木村の案の検討とか、9月には予算の決定があり、9月の27日には手づくり自治区柿木村設立総会というのが予定されております。

仮にこの議案が、仮に、今までおおむね賛成という答申はしておりますが、仮に最終日の本会議で否決された場合は、この今進められております手づくり自治区柿木村というのは、設立はできないということでしょうか。

それと、メリットデメリットではないのですが、仮に否決されても、この手づくり自治区柿木村については粛々と準備が進められて、組織がつくられるわけですか。この議会の議決に賛成反対は別としても、自治区は延長といいますか、活動に何ら支障はないということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 三浦地域振興室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） 質問にお答えします。

現在、柿木地域のほうで進めておる手づくり自治区の設立の動きについてですけれども、これについては、今回条例で出しておる条例上に規定された組織とは別というものでありますが、新たな組織は任意のものでありまして、今までの住民みずからの取り組みになっていないというような反省の上に立って、意見の集約や地域づくりの実施がうまく機能するように組織するものであって、条例上の組織、これは当然、地域としては権限を持つ組織でありますので、必要としておりますが、それとは別に手づくり自治区については地域づくりのために進めていくという考えでありますので、仮に条例が否決されても、こういう自治組織をつくって進めていこうという考えでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） ちょっとわからないことが多いのですが、議決によって、賛成反対によって、何がどう違うのか。可決されたからこの自治組織の延長というんですか、議会で可決されたからこうだと、もし仮に否決された場合はこうだと、その差を明確にしないでか、何か粛々と準備が進められているので、私も前も本会議のときにちょっと違和感ということで質問させていただいたのですが、何がどう違うのか。この議案が可決されたからこうだと、否決された場合はこれができないとかいう、はっきりした明確な線引きがいま一つ理解できません。

それと、この間、先日、同僚の議員からも質問が出ましたが、仮に否決された場合は、住所表記で柿木村が使えないということをたしか答弁されました。この可決否決で、吉賀町柿木村という住所表記、これにこだわっているような気もしてなりません。そこについて、さっきも言いましたように、この議案が可決された否決されたでどう違うのか、そこの明確な違いをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 三浦柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） お答えします。

条例で規定される地域自治区というものの権限があると思います。それは、地域自治区の区域に係る事務に関する事項について、町長その他の町の機関より諮問されたもの、または協議会が必要と認めるものについては、審議して、町のほうに意見を述べることができるというような権限があります。

そして、もう一つについては、まちづくり計画や基本構想、その他各種計画に関するもの、公共施設の設置、配置などについても、地域自治区の区域にかかわるものを変更しようとする場合には、町長はあらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならないというような権限があるということです。これが条例上の自治区に与えられた権限ということだと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4 番、桜下議員。

○議員（4 番 桜下 善博君） 今の室長が言われたことは、別にこの自治区でなくても、当たり前前に陳情なり請願なり、町長に対して質問とか、いろんなことを要求できるとかいうのが、この別に自治区でなくても、いわゆる普通の一般でも、請願、陳情なり、また柿木地域振興室があります。そんなふうにできることじゃないんでしょうか。別に自治区の延長ありなしに関係なく、権限というのはあるんじゃないんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 三浦地域振興室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） お答えします。

先ほどのような陳情とか請願とかということですが、権限としてというか、条例に明記してある担保されるものということで、より強いというか、権限のあるものだと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4 番、桜下議員。

○議員（4 番 桜下 善博君） 先ほど権限で強いとか弱いとか言われましたけど、いわゆる普通の町長に対する質問とか要求とかで、手づくり自治区を通した質問が権限が強いとか弱いとかいう担保されるものでしょうか。私は、それは自由だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 私のほうから幾らかちょっと補足をさせていただきたいと思います。

前回の全員協議会の折にも幾らか触れさせていただきましたが、今、旧柿木村に設置をしております自治区につきましては、根拠法が合併特例法でございまして、これは合併をしたときに、適切な言葉ではないかも知れませんが、双方の自治体の片方の旧自治体のほうのまちづくり、あるいはそのまちが寂れる、そういったところを懸念をして、法律上一部の地域に限定をして自治区を設置をするということが法律で担保された。それに基づいて、その当時の合併協議会の中で確認をされて、旧柿木村のエリアに、行政区に、今の自治区を設置をさせていただいたということにして、その合併特例法の法律の中に、設置をする趣旨に、今回、条例の中にもございすけど、旧柿木村にかかわるまちづくり、施策、こういったところに影響を与えるようなものについては、新町の首長が意見を聞かなければならない。こういった権限が与えられております。

そういったことに基づいて、合併協議の中で旧柿木村に自治区をつくらうということで、旧六日市町から出ておられた委員の方にも御了解をいただいて、合併協議会の中で御確認をいただいて、17年10月1日に新町になったと同時に条例を制定をさせていただいたということで今日に至っておりますので、当然その法律の中でも、それから確認の中でも、10年を経過する前段のところ、11年目以降の取り扱いについては、今あります柿木村地域協議会のほうの意見を聞かなければならないと、さらにその意見を尊重しなければならないといった決まり事があるわけございまして、これに沿って淡々と事務を進めてきたということでございます。

それですから、今回、今一部改正の条例を上程をさせていただきましたけど、可決される否決されるによってどういった違いがあるかというお話もございましたけど、ややちょっと同じ自治区というくくりの中で名称が交錯しておりますので、手づくり自治区ということで幾らかわかりにくいところもございしますが、これも前回の全員協議会で申し上げましたように、手づくり自治区はあくまで旧柿木村エリアの住民の方が、新しいまちづくりの手法として、地域づくりの手法として、住民の皆さんの力でやっていこうといった部分でございますので、仮に上程をいたしました一部改正条例が否決されても、この手づくり自治区の組織化といいますか、動きは恐らくとまることはないだろうと私は思っております。

それから、住居表示のお話もございました。これにこだわるという御意見もございましたが、これは行政のほうがそのこだわりがあるかどうかというのは判断はいたしておりません。一昨年ですか、町長のほうから振興協議会のほうへ諮問をさせていただいて、その中で答申が返ってきたわけですけど、存続をさせていただきたいということでの答申でございますので、あくまでその中に全てが、その住居表示も含めて、総括として、そういった形で継続をしていただきたいという言葉に含まれているんだろうと思いますので、殊さら行政のほうで旧柿木村エリアの住民の方がこの住居表示にこだわっているかどうかという判断はいたすべきところではないというふう

に思っております。総合的に答申のほうを尊重させていただいて、今回の上程に至ったということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 4 番、桜下議員。

○議員（4 番 桜下 善博君） 済みません。最後にもう 1 点確認させていただきます。

今、副町長の答弁で、この議案が採決されようが否決されようが、この手づくり自治区柿木村については粛々と準備を進めて、できるということで、この議案の賛否には関係ないという答弁をいただきました。その点は、はっきりわかりまして理解をしております。

先ほどの室長が言われました手づくり自治区を通して町長に要望とか質問をするほうが、より権限が強い、あるいはより強い影響力があるというふうにちょっと私は理解しましたが、そのことに関しては、これはもう取り消されるということによろしいですか。

○議長（安永 友行君） 岩本副町長。

○副町長（岩本 一巳君） 私が回答すべきかどうかちょっとわかりませんが、恐らく先ほど三浦室長が申し上げたのは、権限が強いというような言葉もありましたが、今あります条例、先ほどもちょっと私のほうから申し上げましたが、旧柿木村自治区のエリアの中の行政区の中でのまちづくりであるとか施策に大きく変更を及ぼすような事項であれば、これは法の定め、あるいは条例の定めの中で、柿木村地域振興協議会に諮問をしなければならないと、こういったくだりがございますので、これに基づいて事務を進めるということでございますので、そういった意味を恐らく室長のほうは権限があるということで答弁をしたのではないかと思いますので、先ほど 4 番議員が言われました、ほかの団体であるとか、あるいは自治会、任意団体のほうから陳情とか請願、そういった要望活動もございますが、そういったものと強い弱いといった、そういったことはないというふうには私は考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第 9、議案第 6 2 号地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第 10. 議案第 6 3 号

○議長（安永 友行君） 日程第 10、議案第 6 3 号吉賀町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となりました議案第 6 3 号でございます。

これにつきましても、上級法の改正等によるものでございます。

議案第63号吉賀町行政手続条例の一部を改正する条例について、吉賀町行政手続条例（平成17年吉賀町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年6月12日提出。吉賀町長中谷勝。

以下、条文等、また趣旨等につきまして、担当いたしております総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第63号の詳細説明を行います。

参考資料の11ページをお開きをいただきたいと思います。新旧対照表をつけておりますけども、そちらのほうも見ながら説明をさせていただきたいと思います。

今回の改正は、昨年、行政不服審査法関連三法が制定されて、このうちの行政手続法が本年4月から施行されたことに伴う条例改正でございます。

まず、目次につきましては、34条の2と第4章の2、34条の3が新設されたことによる修正でございます。

それから、第1条につきましては、行政手続法の改正によりまして、第38条が第46条に変わるものでございます。

それから、第3条は、第4章の2が新設されたことと、「名宛人」と「関わる」の字句修正でございます。

それから、第33条の第2項でございます。これは新設でございますけども、行政指導に携わる者が行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときには、その相手方に対して、その権限を行使し得る根拠を示さなければならないということを明記したものでございます。

それから、第34条の2、参考資料の12ページのところです。これにつきましては、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方が、その行政指導が当法律に規定する要件に適合しないと思慮をするときは、その行政指導をした行政機関に対して、その旨を申し出て、行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができるということを明記したものでございます。

続きまして、第4章の2、参考資料13ページのところですが、処分等の求め、第34条の3でございますけども、これにつきましては、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導、それがなされていないと思慮をするときに、その処分または行政指導をする権限を有する行政庁または行政機関に対して、その旨を申し出て、処分または行政指導をするようにすることを求めることができると、こういうものを明記したものでございます。

それから、附則つきましては、公布の日から施行するということと、今回の条例改正によりまして、吉賀町税条例第4条第2項の中にあります行政手続上条例第33条第3項というのを第33条第4項に、それから第33条の第2項を第33条の第3項に改めるというものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の詳細説明が終わりました。これより質疑を許します。
質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第10、議案第63号吉賀町行政手続条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。
ここで10分間休憩します。

午前9時57分休憩

.....

午前10時08分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第11. 議案第64号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第64号吉賀町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第64号につきまして御説明を申し上げます。

これにつきましては、上級法が改正されまして、年金等の一元化に伴うものでございます。

議案第64号吉賀町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について、吉賀町職員の再任用に関する条例（平成17年吉賀町条例第25号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年6月12日提出。吉賀町長中谷勝。

吉賀町の職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例、吉賀町職員の再任用に関する条例（平成17年吉賀町条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18の2第1項第1号を厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の附則第7条の3第1項第4号に改める。

附則、この条例は平成27年10月1日から施行するということで、再任用に関するものにつきまして、このように改めざるを得ないということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件については、詳細説明は省略します。

提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。したがって、日程第１１、議案第６４号吉賀町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第１２．議案第６５号

○議長（安永 友行君） 日程第１２、議案第６５号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となりました６５号でございます。

これにつきましては、町営住宅を古いものを撤去しております。またそこへ建設を先ではするということになると思いますけれど、現状に合わせていったということでございます。

議案第６５号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について、吉賀町営住宅条例（平成１７年吉賀町条例第１６７号）の一部を別紙のとおり改正する。平成２７年６月１２日提出。吉賀町長中谷勝。

１ページをお開きください。吉賀町住宅条例の一部を改正する条例ということで、今、別表中とあります。上の表でございますけれど、これの上から２行目、３行目、これを、撤去しておりますので、下の表のように変えたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第１２、議案第６５号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第１３．議案第６６号

○議長（安永 友行君） 日程第１３、議案第６６号平成２７年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となりました６６号でございます。

これにつきましては、国民健康保険事業の特別会計の平成２６年度事業が終わりまして繰越金

が確定したことと、また4月1日付での人事異動等によります諸手当等が変わったというものでございます。

議案第66号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,269万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,841万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年6月12日提出。吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款9繰入金、項1他会計繰入金、補正前の額が8,471万1,000円ですが、減額の補正で30万3,000円、補正後の額が8,440万8,000円。款10繰越金、項1繰越金、補正前の額が1,000円、項目立てをしておりましたが、1,299万5,000円発生しまして、補正後の額が1,299万6,000円で、歳入の合計が、補正前の額が9億7,572万3,000円、補正額が1,269万2,000円、補正後の額が9億8,841万5,000円でございます。

1ページをお開きいただきまして、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、補正前の額が1,713万円で、補正額が減額の30万3,000円、補正後の額が1,682万7,000円。款11予備費、項1予備費、補正前の額が600万円でございますが、1,299万5,000円を補正し、補正後の額が1,899万5,000円でございます。歳出の合計が、補正前の額が9億7,572万3,000円、補正額が1,269万2,000円、補正後の額が9億8,841万5,000円でございます。

それでは、6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、1款総務費1項総務管理費、目1一般管理費、補正前の額が1,549万6,000円で、補正額が減額の30万3,000円で、補正後の額が1,519万3,000円でございます。財源内訳につきましては、一般財源を30万3,000円減額するものでございます。節でございますけれど、区分の2給料、これが20万2,000円増額で、区分3、節3の職員手当を減額の50万5,000円とするもので、内容につきましては、説明がございますように、002職員人件費という欄に記載してありますので、よろしくお願いいたします。

11款予備費1項予備費、目の1予備費600万円、補正額が1,299万5,000円で、補正後の額が1,899万5,000円というものでございます。内容的には、一般財源が1,299万5,000円となるものでございます。

1ページ前に返っていただきまして、2、歳入、9款繰入金1項他会計繰入金、目1一般会計

繰入金、補正前の額が8,471万1,000円、補正額が30万3,000円、補正後の額が、合計でございますけれど、8,440万8,000円。節の2の職員給与費等繰入金で減額の30万3,000円ということでございます。

また、10款繰越金1項繰越金、目1繰越金で、補正前の額が1,000円でございますけれども、補正額が1,299万5,000円で、補正後の額が1,299万6,000円。節の1で繰越金1,299万5,000円、これが繰り越した額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第13、議案第66号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第14. 議案第67号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第67号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、続きまして議案第67号でございます。

これにつきましても、繰越金が確定したというところでの補正でございます。

議案第67号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）、平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,408万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年6月12日提出。吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款5繰越金、項1繰越金、補正前の額が1,000円で、補正額が52万円で、補正後の額が52万1,000円で、歳入の合計が、補正前が9,356万5,000円、補正額が52万円で、補正後の額が9,408万5,000円でございます。

1ページをお開きください。歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額が

8,240万8,000円、補正額が52万円、補正後の額が8,292万8,000円で、合計で、補正前の額が9,356万5,000円、補正額が52万円で、補正後の額が9,408万5,000円でございます。

それでは、6ページをお開きいただきたいと思います。

3、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額が8,240万8,000円、補正額が52万円、補正後の額が8,292万8,000円で、財源内訳といたしましては、52万円が一般財源ということで、節の19負担金補助及び交付金で52万円で、説明にありますように、後期高齢者医療広域連合への納付金とするものでございます。

1ページ前に返っていただきまして、2、歳入、5款繰越金1項繰越金、目1繰越金、補正前の額が1,000円で、補正額が52万円、補正後の額が52万1,000円で、節1の繰越金が52万円ということで、52万円の繰り越しが発生したことによる補正でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第14、議案第67号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留しておきます。

日程第15．議案第68号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第68号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第68号でございます。

これにつきましても、繰越金が確定したことと、4月1日付によります人事異動等によります給与等の内容が変わったことによる補正でございます。

議案第68号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,221万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年6月12日提出。吉賀町長中谷勝。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款7繰入金、項1他会計繰入金、補正前の額が1億8,300万1,000円、補正額が127万6,000円、補正後の額が1億8,427万7,000円。款8繰越金、項1繰越金、補正前の額が1,000円で、補正額が70万6,000円、補正後の額が70万7,000円で、歳入の合計で、補正前の額が10億7,023万円、補正額が198万2,000円、補正後の額が10億7,221万2,000円でございます。

1 ページをお開きくださいませ。

歳出、款1総務費、項1総務管理費、補正前の額が3,954万3,000円、補正額が127万6,000円、補正後の額が4,081万9,000円。款7予備費、項1予備費、補正前の額が200万円、補正額が70万6,000円、補正後の額が270万6,000円で、歳出合計が、補正前の額が10億7,023万円、補正額が198万2,000円、補正後の額が10億7,221万2,000円でございます。

それでは、6 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。1款総務費1項総務管理費、目1一般管理費、補正前の額が3,954万3,000円、補正額が127万6,000円、補正後の額が4,081万9,000円で、内訳は一般財源が127万6,000円で、節の2給料61万4,000円、節の3職員手当66万2,000円で、人件費でございます。内訳につきましては、右に説明してあるとおりでございます。

7款予備費1項予備費、目1予備費、補正前の額が200万円で、補正額が70万6,000円、補正後の額が270万6,000円で、財源につきましては一般財源でございます。

1 ページ前へ返っていただきまして、歳入でございます。

2、歳入、7款繰入金1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正前の額が1億8,300万1,000円、補正額が127万6,000円、補正後の額が1億8,427万7,000円で、節につきましては、4の職員給与費等繰入金で127万6,000円でございます。

8款繰越金1項繰越金、目1繰越金、補正前の額が1,000円でしたが、補正額70万6,000円で、補正後の額が70万7,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第15、議案第68号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留しておきます。

日程第 16. 議案第 69 号

○議長（安永 友行君） 日程第 16、議案第 69 号平成 27 年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第 69 号、小水力発電の関係でございますけれど、これにつきましても、繰越金が確定したことによる補正でございます。

議案第 69 号平成 27 年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 27 年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,534 万 9,000 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 27 年 6 月 12 日提出。吉賀町長中谷勝。

1 ページをお開きください。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入、款 4 繰越金、項 1 繰越金、補正前の額が 1,000 円で、補正額が 49 万 9,000 円、補正後の額が 50 万円ということで、歳入の合計が、補正前の額が 1 億 1,485 万円、補正額が 49 万 9,000 円、補正後の額が 1 億 1,534 万 9,000 円でございます。

1 ページをお開きいただきまして、歳出でございます。

款 7 予備費、項 1 予備費、補正前の額が 10 万円、補正額が 49 万 9,000 円、補正後の額が 59 万 9,000 円で、歳出の合計が、補正前の額が 1 億 1,485 万円、補正額が 49 万 9,000 円で、補正後の額が 1 億 1,534 万 9,000 円でございます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳出でございます。

3、歳出、7 款予備費 1 項予備費、目 1 予備費、補正前の額が 10 万円で、補正額が 49 万 9,000 円で、補正後の額が 59 万 9,000 円で、財源内訳につきましては、49 万 9,000 円は一般財源ということでございます。計につきましては、同額でございますので。

1 ページ前に返っていただきまして、歳入でございます。

2、歳入、4 款繰越金 1 項繰越金、目 1 繰越金、補正前の額が 1,000 円で、補正額が 49 万 9,000 円、補正後の計が 50 万円。節の 1 が繰越金で 49 万 9,000 円で、この繰越金で、歳入で、いわゆる人件費等を振り当てたというものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。本件、日程第１６、議案第６９号平成２７年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第１号）の質疑は保留しておきます。

日程第１７．議案第７０号

○議長（安永 友行君） 日程第１７、議案第７０号平成２７年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第７０号でございます。

これにつきましても、繰越金の確定、また事業の変更等がございますので、事業費の内容等が変更がございますので、詳細につきましては、担当課長がまた御説明を申し上げます。

議案第７０号平成２７年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）、平成２７年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,００７万５,０００円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億５,８６７万６,０００円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第２条、地方債の補正は、第５表地方債補正による。平成２７年６月１２日提出。吉賀町長中谷勝。

１ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正、歳入、款１繰入金、項１他会計繰入金、補正前の額が９,１８７万４,０００円、補正額が減額の１,６５２万４,０００円、補正後の額が７,５３５万円。款６繰越金、項１繰越金、補正前の額が１,０００円、補正額が１０９万９,０００円、補正後の額が１１０万円。款８町債、項１町債、補正前の額が２億３,３１０万円、補正額が２,５５０万円、補正後の額が２億５,８６０万円。歳入の合計が、補正前の額が５億４,８６０万１,０００円、補正額が１,００７万５,０００円、補正後の額が５億５,８６７万６,０００円でございます。

１ページをお開きください。歳出でございます。

款１簡易水道事業費、項１施設管理費、補正前の額が８,６２８万７,０００円、補正額が１,００７万５,０００円、補正後の額が９,６３６万２,０００円。歳出の合計が、補正前の額が５億４,８６０万１,０００円、補正額が１,００７万５,０００円、補正後の額が５億５,８６７万６,０００円でございます。

第5表地方債補正、起債の目的は、1、簡易水道事業債で変わりませんが、補正前が1億1,660万円で、補正後の額が1億4,210万円でございます。借り入れの方法、利率、償還の方法等につきましては、補正前と変わりはありません。

事項別明細書等以降につきましては、詳細につきまして、担当いたしております建設水道課長が御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第70号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

4ページのほうの事項別明細書につきましては、4ページ、5ページにつきましては説明を割愛させていただきます。

7ページのほう、歳出のほうをお開きください。

1款簡易水道事業費1項施設管理費、目1施設管理費でございます。これにつきましては、補正前の額が8,628万7,000円、補正額が1,007万5,000円、補正後の額が9,636万2,000円というものでございます。節の給料、職員手当につきましては、人事異動に伴うものでございます。

13の委託料でございます。911万2,000円でございますが、これにつきましては、現在進めております法適化に向けての事業費の関係でございます。調査委託料で911万2,000円ということでございます。内容につきましては、固定資産台帳の作成といいますか、事務の委託料でございます。

固定資産台帳につきましては、法適化を進める前に平成23年度から随時整備を進めてきたところでございます。

今、法適化につきましては、5年間の事業で、債務負担によりまして業者に業務委託をして支援をいただいているところでございますけれども、今、平成29年度から公営企業会計へ移行するところで準備を進めておりますが、その中で、平成23年度から平成25年度で調査をしてまいりました固定資産につきまして、その後の異動分等を反映させなければならないということで、今回その調査について委託をするものでございます。それとまた、25年度、26年度の異動分についても同じく反映をさせていきたいということでございます。

それと、現在、固定資産もシステムの中でデータ化をしておりますけれども、法適化に当たり新システムを導入いたします。これにデータをコンバートするためのデータの作成も入っておるところでございます。

それらの業務につきまして、今回911万2,000円で業務委託をするものでございます。

それから、歳入のほうでございます。6ページでございます。

これにつきましては、一般会計繰入金でございますけれども、補正前の額が9,187万4,000円、補正額が1,652万4,000円の減額、補正後の額が7,535万円ということでございます。これにつきましては、起債を充当することによって一般会計繰入金が減額になったということでございます。

続きまして、繰越金でございます。補正前の額は1,000円でございますけれども、補正額が109万9,000円で、補正後の額が110万円ということでございます。

それから、先ほど申しました起債でございます。町債でございますけれども、これにつきましては、補正前の額が2億3,310万円、補正額が2,550万円ということで、補正後の額が2億5,860万円ということで、今回2,550万円の起債をするということでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第17、議案第70号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第18. 議案第71号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第71号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第71号でございます。

これにつきましても、繰越金が確定いたしました。そのことと、一般会計から繰り入れして維持補修工事について振り分けるというようなものでございます。

議案第71号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,575万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年6月12日提出。吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1繰入金、項1他会計繰入金、補正前の額が1億610万6,000円、補正額が67万9,000円、補正後の額が1億678万5,000円。款5繰越

金、項1繰越金、補正前の額が1,000円で、補正額が98万9,000円で、補正後の額が99万円。歳入の合計が、補正前が3億6,408万2,000円、補正額が166万8,000円、補正後の額が合計で3億6,575万円でございます。

1ページをお開きください。歳出でございます。

款1下水道事業費、項1施設管理費、補正前の額が4,234万1,000円、補正額が166万8,000円、補正後の額の合計が4,400万9,000円。歳出の合計が、補正前の額が3億6,408万2,000円、補正額が166万8,000円、補正後の額が3億6,575万円でございます。

事項別明細書以降につきましては、建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第71号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

事項別明細書につきましては説明を割愛させていただきます。

6ページの歳出のほうをお開きいただけたらと思います。

1款下水道事業費1項施設管理費1施設管理費でございます。補正前の額が4,234万1,000円、補正額が166万8,000円、合計で補正後が4,400万9,000円でございます。これにつきましては、工事請負費で、維持補修工事費ということで166万8,000円を計上させていただいております。

内容につきましては、六日市地区の公共下水道施設でございます。この中の九郎原の中継ポンプ、2台ございますけれども、これの更新でございます。平成26年度で点検を実施いたしました結果、早急に改修が必要ということでございます。

改修する理由でございますけれども、ポンプの絶縁抵抗が下がっておりまして、2台のポンプがございまして、2台ともがもう1桁台ということで、今数値をいただいておりますので、2.0メガオームと2.5メガオームでございます。そういった状況で、いつ運転が不可能になるかわからないような状況がございまして、早急に対応したいということで、今回、補正でお願いしたところでございます。

1ページ戻っていただきまして、歳入のほうでございます。

まず、一般会計からの繰入金でございますけれども、補正前の額が1億610万6,000円、補正額が67万9,000円、補正後の額が1億678万5,000円。一般会計繰入金が69万7,000円でございます。

それから、繰越金でございますけれども、これにつきましては、補正前の額が1,000円、補

正額が 9 8 万 9, 0 0 0 円、補正後の額が 9 9 万円ということでございます。

以上で詳細説明を終わります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長よりの詳細説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第 1 8、議案第 7 1 号平成 2 7 年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を保留しておきます。

日程第 1 9、議案第 7 2 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 9、議案第 7 2 号平成 2 7 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第 7 2 号でございます。

これにつきましても、いわゆる繰越金が確定したこと、また人事異動によります賃金等が変わったことによるものの補正でございます。

議案第 7 2 号平成 2 7 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 2 7 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 2 6 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 8 0 1 万 2, 0 0 0 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 2 7 年 6 月 1 2 日提出。吉賀町長中谷勝。

1 ページをお開きください。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入、款 1 繰入金、項 1 他会計繰入金、補正前の額が 5, 0 4 8 万 9, 0 0 0 円、補正額が減額の 2 7 8 万 7, 0 0 0 円、補正後の額が 4, 7 7 0 万 2, 0 0 0 円。款の 5 の繰越金、項 1 繰越金、補正前の額が 1, 0 0 0 円で、補正額が 5 2 万 2, 0 0 0 円、補正後の額が 5 2 万 3, 0 0 0 円で、歳入の合計が、補正前の額が 7, 0 2 7 万 7, 0 0 0 円、補正額が減額の 2 2 6 万 5, 0 0 0 円、補正後の額が 6, 8 0 1 万 2, 0 0 0 円でございます。

1 ページお開きください。歳出でございます。

款 1 農業集落排水事業、項 1 施設管理費、補正前の額が 2, 9 4 3 万 4, 0 0 0 円、補正額が減額の 2 2 6 万 5, 0 0 0 円、補正後の額が 2, 7 1 6 万 9, 0 0 0 円。歳出の合計でございます。補正前の額が 7, 0 2 7 万 7, 0 0 0 円、補正額が減額の 2 2 6 万 5, 0 0 0 円でございます。

それでは、歳出のほうをごらんいただきます。6 ページでございます。

3、歳出、1款農業集落排水事業費1項施設管理費、目1施設管理費、補正前の額が2,943万4,000円、補正額が減額の226万5,000円、補正後の額、合計ですけれど、2,716万9,000円。財源につきましては、一般財源を減額するものでございます。節の2給料、減額の150万9,000円。節3職員手当、減額の75万6,000円で、職員人件費等として説明して欄に詳細に書いてございますので、よろしくお願いいたします。

1ページ前に返っていただきまして、2、歳入、1款繰入金1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正前の額が5,048万9,000円、補正額が減額の278万7,000円、補正後の額が4,770万2,000円で、節の1一般会計繰入金が減額の278万7,000円でございます。

5款繰越金1項繰越金、目1繰越金、補正前の額が1,000円で、補正額が52万2,000円で、補正後の額が52万3,000円。節の1繰越金で52万2,000円ということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第19、議案第72号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留しておきます。

ここで10分間休憩します。

午前10時52分休憩

.....

午前11時04分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第20、議案第73号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第73号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第73号一般会計でございますけれども、これにつきましても、繰越金が確定したことと、また繰越金の処分、処分て言いますか使い道と言いますか、そういったことで町債を繰り上げで償還したいというのが大きなものでございます。

また、観光また商工関係で大きい金額と出ておりますし、道路維持管理に維持費に大きな金額

を提案さしていただいております。

また、減債基金への積み立てということが主なものとなっております。

議案第73号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）、平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,461万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,663万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。

平成27年6月12日提出。吉賀町長、中谷勝。

1ページを開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入。款13国庫支出金、項2国庫補助金、補正前の額が3億5,451万円、補正額が1,416万2,000円で補正後の額が3億6,867万2,000円でございます。

款14県支出金、項2県補助金、補正前の額が1億5,845万2,000円、補正額が60万円で、補正後の額が1億5,905万2,000円。項3委託金、補正前の額が3,612万6,000円、補正額10万円で、補正後の額が3,622万6,000円。

款18繰越金、項1繰越金、補正前の額が1,000円でございますけれども、補正額が2億9,822万5,000円、補正後の額が2億9,822万6,000円。

款19諸収入、項4受託事業収入、補正前が276万円で、補正額が72万9,000円、補正後の額が348万9,000円で、款5雑入補正前が8,051万円、補正額が450万円、補正後の額が8,501万円。

款20町債、項1町債、補正前の額が12億5,908万6,000円、補正額は2,630万で補正後の額は12億8,538万6,000円で歳入の合計が補正前の額が69億7,202万3,000円、補正額は3億4,461万6,000円で補正後の額が73億1,663万9,000円でございます。

1ページをお開きください。歳出でございます。

款1議会費、項1議会費、補正前が6,685万2,000円、補正額が減額の21万4,000円、補正後が6,663万8,000円。

款2総務費、項1総務管理費、補正前が11億769万円、補正額が1億1,873万2,000円、補正後の額が12億2,669万2,000円、項2徴税費、補正前が4,768万

8,000円、補正額が減額の485万円、補正後の額が4,283万8,000円。項3戸籍住民基本台帳費、補正前が2,606万1,000円、補正額が減額の393万7,000円、補正後の額が2,212万4,000円。

款3民生費、項1社会福祉費、補正前の額が9億6,582万3,000円、補正額が1,524万3,000円、補正後の額が9億8,106万6,000円。項2児童福祉費、補正前の額が4億3,612万9,000円、補正額が59万1,000円で、補正後の額が4億3,672万円。項3の生活保護費、これにつきましては補正額はゼロでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、補正前の額が7億2,573万7,000円、補正額が減額の1,632万9,000円、補正後の額が7億940万8,000円。

款6項1農業費、補正前の額が3億487万5,000円で、補正額が減額の171万5,000円、補正後の額が3億316万円、項2林業費、補正前の額が6,305万円1,000円、補正額が319万9,000円、補正後の額が6,625万円。

款7商工費、項1商工費、補正前の額が1億8,772万4,000円、補正額が5,500万6,000円、補正後の額が2億4,273万円。

款の8土木費、項1土木管理費、補正前の額が1億4,625万円で補正額が153万9,000円、補正後の額が1億4,778万9,000円。項2道路橋梁費補正前の額が3億1,314万1,000円、補正額が3,377万3,000円で、補正後の額が3億4,691万4,000円。

款3河川費、補正前の額が7,146万円、補正額が121万5,000円、補正後の額が7,267万5,000円。項5住宅費、補正前の額が1億2,921万4,000円、補正額が63万3,000円、補正後の額が1億2,984万7,000円。

款9消防費、項1消防費、補正前の額が3億1,140万5,000円、補正額が200万、補正後の額が3億1,340万5,000円。

款10教育費、項3中学校費、補正前の額が8,149万5,000円、補正額が10万1,000円で補正後の額が8,159万6,000円。項4社会教育費、補正前の額が7,039万3,000円、補正額が234万9,000円、補正後の額が7,274万2,000円。

款12公債費、項1公債費、補正前の額が7億4,442万7,000円、補正額が1億3,728万円、補正後の額が8億8,170万7,000円で歳出の合計が補正前の額が69億7,202万3,000円、補正額が3億4,461万6,000円でございます。補正後の合計額が73億1,663万9,000円でございます。

第5表地方債補正、起債の目的、1公営住宅建設事業債、補正前の額が6,910万円で、補

正後の額が6,980万円、起債の目的に合併特例事業債、補正前の額が7,470万円で補正後の額が1億30万円、起債の方法、利率償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

事項別明細書以降につきましては、担当いたしております総務課長のほうから詳細説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第73号平成27年度一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を行います。

まず、今回の補正の主な内容ですけれども、先ほど、町長も申しましたけれども、歳入では、平成26年度からの繰越金2億9,822万5,000円が主なものです。歳出では、この繰越金に伴いまして、基金への積立金を9,107万円。町債の繰り上げ償還金へ1億3,728万円。財源の有効活用事業へ9,331万8,000円を充当するものでございます。

そのほか、歳出では、彫刻の道整備事業2,809万円あるいは橋梁点検の委託費2,448万5,000円、こういったものが主な内容でございます。

それでは、詳細説明に移らせていただきます。

最初に給与費明細書のところから説明をさせていただきたいと思います。

19ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の特別職のところでございますけれども、15名と75万8,000円の補正でございます。これにつきましては、総合戦略推進委員会委員、先ほど条例の設置の議案も提出しておりますけれども、その15名分の報酬75万8,000円でございます。

続きまして、一般職です。これにつきましては、特別会計も同様でございますけれども、人事異動等によるものでございます。

まず、一般職、給料560万3,000円の減額でございますけれども、内訳につきましては、20ページに記載のとおりでございます。4月昇格をしたものに対する昇給あるいは休職者の復職、そういったものに伴います昇給による増。それから、人事異動による会計間異動による22万7,000円の減額あるいは育児休業取得職員の2名分の給与費の減額等でございます。

それから、職員手当につきましては、20ページの理由説明欄のところに記載がございますが、4月の昇格者と休職者の復職に伴う昇給による28万3,000円の増。人事異動に伴う会計間異動による7万6,000円の減、育児休業取得による171万9,000円の減、そのほかの異動につきましては、扶養者の異動による扶養手当あるいは人事異動によりまして通勤距離が変更になったことによる通勤手当の異動あるいは家賃の改定による住居手当の異動、こういったものの条件変更に伴うものが33万8,000円の減額となっております。

個別の手当の明細は、19ページの下の方の表にありますので、そちらのほうをごらんいただきました

いと思います。

それでは、中身の説明に入らせていただきます。

歳出のほうから、ごらんをいただきたいと思います。

9 ページのところです。まず、議会費ですけれども、こちらにつきましては、人件費の職員給与費が人事異動となりまして、減額となるものがございます。

それから、総務費の総務管理費、目の1 一般管理費ですけれども、002 職員人件費は人事異動等によるものです。026 吉賀町誕生10周年記念事業ですが、これにつきましては、東京吉賀会との連携事業ということで、少年野球教室を開催する経費でございます。元プロ野球選手3名を来ていただきますけど、それに対する講師の謝礼あるいは交通費等の謝礼。それから、東京吉賀会から随行に来られる方への謝礼あるいは地元のスポ少に対する謝礼、そういったものの謝礼金。それから、交流会で神楽を上演するようにしていますけれど、その上演謝礼等でございます。

それから、050 その他経費ですが、普通旅費につきましては、地方創生への関連の出張旅費を補正するものでございます。それから、自動車の借り上げ料ですが、これにつきましては、本庁舎に備えております町のバスが、使用ができないとき、民間のバスを借り上げることとしたいと思しますので、その借り上げ料でございます。

今ちょっと本庁舎のバスが不具合がありまして、長距離の運行を今見合わせているところでございますので、そういったことへの対応を考えております。

それから、続きまして、目の5 財産管理費、003 庁舎維持管理費ですが、これ合併時に導入した電話が、今ちょっと非常に、途中で切れたりとか、そういったことが発生しておりまして、これの全面的な改修に伴う電話工事費でございます。

それから、004 公用車維持管理費、それから先ほどの電話工事費につきましては、財源の有効活用事業ということにしておりますので、財源の有効活用事業につきましては、参考資料の16 ページのところに一覧表が掲載してありますので、そちらのほうもごらんいただきたいと思います。

それから、公用車の維持管理費ですが、10 ページのところ。先ほど言いましたように、本庁舎のバスが今非常にトラブル等が多くなってきましたので、これを買いかえたいということで、買いかえ経費、車両購入費と買いかえに伴う任意保険等の自動車損害保険料です。

それから購入費につきましては、財源の有効活用事業としているところでございます。

それから、005 その他財産維持管理費、これは旧家畜保健衛生所、吉賀の里が前あったところですが、今、子育てサロンのような感じで使っていただいていますけども、そちらの屋根の塗装です。51万8,000円でございます。

それから、006基金積立金です。減債基金の積立金につきましては、繰越金の一部を積み立てるものでございます。9,107万円。それから、ふるさと創生基金につきましては、財源の有効活用事業費を9,948万8,000円見てますけども、そのうち今回9,331万8,000円を計上しておりまして、残りの609万円を9月以降の補正分ということで、ふるさと創生基金に積み立てるというものでございます。

それから、次に、目の6企画費です。010地域情報費につきましては、ふるさと納税に係るホームページの改修費50万6,000円でございます。それから、011企業誘致対策事業費、これは、企業誘致に使っていただきたいということで、旧高尻保育所の修繕費でございます。これにつきましても財源の有効活用事業としているところでございます。

それから、地域おこし協力隊事業につきましては、謝礼金や旅費、印刷製本等を減額して、募集事務の委託に組みかえるものでございます。

036地方創生総合戦略対策事業費、これは先ほど来、出ております、総合戦略推進委員の報酬費用弁償でございます。

037地域力創造アドバイザー活用事業、これ、全員協議会で説明しましたけども、国のこの制度を活用した事業費ということで、委託料415万8,000円でございます。現地訪問、資料作成、吉賀町まで来ていただく交通費等の経費でございます。

それから、団体負担金は島根県過疎地域対策協議会負担金、これは全国分が確定したことによる補正でございます。

050その他経費は一般コミュニティー助成事業補助金で、栈敷自治会が、今年度テントあるいは物置、簡易トイレ等を整備されるものに対する補助金です。これにつきましては、コミュニティー事業ですので10分の10助成金がございます。

それから、目の7土地対策費、人件費につきましては、人事異動等によるものでございます。

11ページ、目の8電算管理費ですが、これは財源更正ということで番号システム、番号制度のシステム改修費の補助金が内示額がありまして、それに伴う財源の更正でございます。

それから、町税費の税務総務費、職員人件費は異動等です。

それから、戸籍住民基本台帳費の職員人件費は育休等によるものでございます。

続いて12ページのところですが、民生費社会福祉費の目1社会福祉総務費職員人件費は異動等です。

それから、国保の繰出金は、先ほど国民健康会計で説明があったとおりでございます。目の2高齢者福祉費、003老人福祉センター管理費は、はとの湯荘の屋根の修繕工事、修繕費でございます。財源の有効活用としております。

それから、005特養とびのこ苑管理費の修繕料は、トイレの便器洗浄ユニットの取りかえあ

るいは屋根の雨漏り修繕等でございます。これも、財源の有効活用事業としております。

それから、介護保険会計の繰出金は先ほど説明があったとおりです。ここも財源の中で、番号システムの補助金の内示額139万円を歳入のほうで見ておりますので、それに伴う財源の更正もございます。

民生費、児童福祉費の目1児童福祉総務費ですが、006放課後児童対策事業費です。朝倉地区のエアコンの設置の経費でございます。財源の有効活用事業としております。

続いて、生活保護費の生活保護総務費、これは歳入のほうのシステム化、番号制度の補助金の内示による財源更正でございます。

続きまして、13ページの衛生費の保健衛生費、目1保健衛生総務費につきましては簡易水道会計の繰出金、これは先ほどの説明のとおりです。

それから、目の2母子衛生費、040団体負担金ですが、母子生活支援施設改築負担金、島根東光学園の改築に伴う負担金でございます。

それから、目の3予防費、007歯科検診事業費ですが、妊婦の歯科検診の個人負担を廃止にしたことに伴う委託料の増でございます。

それから、款の6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費ですが、職員人件費は異動等です。目4農業振興施設費ですが、008農業振興施設管理費の修繕費です。地域食材供給施設、道の駅かきのきむらのところですが、コンクリートの修繕あるいはガラスの修繕等でございます。これも財源の有効活用事業を活用しています。

それから、農地費につきましては、農業集落排水事業の繰出金、これ農水会計で説明したとおりです。

めくっていただきまして、14ページ、項の2林業費、目1林業総務費は、職員人件費は異動等です。それから、目の2林業振興費の022公社造林の事業費は木材の搬出の伴う委託料の増でございます。歳入のほうで同額の受託事業収入を見ております。

それから、目の4林道費、003林道維持管理費ですが、林道滑峠線の崩土の撤去工事でございます。こちらにつきましては、財源の有効活用事業を活用しております。

それから、款の7商工費、項の1商工費、2観光費で005観光施設管理費ですけども、こちらにつきましては、2つの事業がありまして、まず、1つは水源会館の浄化槽の改修工事でございます。それに伴います汚泥の抜き取り清掃あるいは工事の管理業務の委託費、そういったものの経費1,757万9,000円でございます。

それから、もう一つは正国公園に遊具を設置する工事933万7,000円でございます。どちらも財源の有効活用事業としております。

目の3都市農村交流費、024「彫刻の道」整備事業費です。謝礼金につきましては、製作者

の吉賀町までの旅費の謝礼でございます。

それから、事業委託料は彫刻の運搬設置に係る委託でございます。測量業務は現地の測量業務、設計監理は基礎工事の設計監理でございます。調査委託料は地盤調査の調査でございます。

めくっていただきまして、15ページのところで、改良工事費は基礎工事に係るものでございます。銘板看板の設置、それから、彫刻の購入費につきましては、3作品を購入する予定にしております。

で、歳入のほうでは、合併特例債2,560万円を充当するように計上しているところでございます。

それから、続きまして、8款土木費、項1土木管理費の目1土木総務費ですが、下水道の繰出金につきましては、先ほど説明があったとおりですが、九郎原の中継ポンプの更新につきましては、財源の有効活用事業を活用しております。それから、050その他経費の受講料につきましては、玉掛け技能講習料の2名分でございます。改良工事費は国道187号線法師湧工区関連工事の単価改定に伴う増でございます。それから、道路橋梁費、目1道路橋梁維持費、003道路維持管理費の調査委託料につきましては、橋梁の簡易調査に基づく橋梁点検の詳細調査が必要になったということで、橋梁9カ所分でございます。参考資料の17ページのところに一覧表がついておりますが、そちらのほうの白丸のところが橋梁の点検箇所でございます。

それから、維持補修工事費につきましては、町道初見河津線の路肩の修繕工事でございます。これにつきましては、委託料工事費とも、財源の有効活用事業としております。

道路橋梁新設改良費の職員人件費は異動等によるものです。

それから、16ページ、目2河川改良費ですが、鋳物師川改良事業費、改良工事費は単価改定による増額でございます。

それから、項の5住宅費、目の2住宅建設費ですが、住宅022公営住宅等整備事業費の移転補償費はとびのこ団地の電柱移転に伴うものでございます。で、歳入のほうでは公営住宅建設事業債を充てております。

それから、次に、款の9消防費、項1消防費、目3災害対策費の003災害対策費で、自主防災組織育成助成事業補助金ということで、樋口地区で防災資機材を整備することということで、備品等の購入費が200万円でございます。これの助成でございます。これも、コミュニティーの助成ということで、10分の10助成金がございます。

それから、款の10教育費、項の3中学校費、目の2中学校教育振興費、023しまねのふるまい体験活動推進事業費、こちらにつきましては、県の10分の10の事業で、これが、採択になったということで、記載の経費に充てるものでございます。

17ページ、項4社会教育費の目の1社会教育総務費です。人件費は異動等です。007子育

て協働プロジェクト事業、これは費用弁償消耗品を減額して、印刷製本費へ組み替えるものでございます。００８ふるさと教育推進事業費、これにつきましては、地域医療の教育推進事業費補助金が６０万円交付されることになりましたので、組み替え等の予算でございます。

それから、１２款公債費、項１公債費、目１元金。これは、地方起債、繰り上げ償還による償還元金１億３，７２８万円でございます。

次に、歳入のほうに戻っていただきまして、７ページのところです。国庫支出金、国庫補助金で、総務費国庫補助金あるいは民生費の国庫補助金、これにつきましては、番号制度システムの補助金が総務省分と厚生労働省分、内示があったものによるものでございます。

それから、１４の款県支出金、項２県補助金、３衛生費県補助金ですが、地域医療教育推進事業補助金、先ほど言いましたふるさと教育推進事業費１０分の１０の事業でございます。

それから、県支出金の県委託金、教育費の委託金、しまねのふるまい体験事業推進事業、これも先ほど言いました１０分の１０の事業です。

繰越金につきましては、平成２６年度からの繰越金２億９，８２２万５，０００円です。

１ページめくっていただきまして、８ページの諸収入です。まず、受託事業収入は、最初のほうで言いましたように木材搬出に伴う公社造林の受託事業の増に分の受託料の補正でございます。

それから、雑入ですが、コミュニティー助成ということで、栈敷自治会が行う備品の購入と樋口地区の防災資機材の整備に伴う２５０万円と２００万円それぞれの１０分の１０、４５０万円でございます。

それから、次に、町債ですけども、合併特例事業債につきましては、彫刻の道整備事業で、先ほど言いましたけども、地盤調査を除く委託料あるいは工事請負費、作品の購入費等の経費の充当率９５％分でございます。

公営住宅建設事業債は、とびのこ団地の電柱移転に係る経費を充てたものでございます。それから、最後に、交付税の留保額ですけども、今回は交付税のほうを計上しておりませんので、当初予算のときと状況は変わっておりません。普通交付税につきましては、１億３８０万円、特別交付税３，０００万円、合計で１億３，３８０万円。普通交付税につきましては８月ごろ交付決定がありますので、その時点で金額が確定するものと思われます。

以上で説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で詳細説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。８番、藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） ８番、まず、総務管理費で９ページに財産管理費の庁舎維持管理費でＩＰ電話の更新があります。で、この不具合がいつごろから発生をしていたものかということと、更新するのは全数更新をするのか、その点についてお聞きします。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

電話が話しよって途中で切れたりとか、そういった症状はもう2年ぐらい前から発生をしておりまして。まあ何とかそん中で現状のまま使ってたんですけども、それが悪いときに、苦情の電話等があったときに切れたりとかそういったことがありまして、もうこれ以上は放置しておくのはいけないだろうということで、買いかえることを今回予定したものでございます。

買いかえることに、部分的にということは考えておりませんで、全面的にやりかえる経費を今回補正予算で計上さしていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番、続きまして、その下にあります公用車維持管理費でバスの更新であります、現在、更新予定の規格についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

昨年からことしにかけて予算も計上させていただきますけども、ゆららのバスでありますとか、振興会バス等を計上していますが、それと同等のものは、今予定をしております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 同等ということですけども、乗車定員またそのもととなる車両の規格サイズといいますのは、現在こういうバスにつきましては、高速道路の使用料等でいきますと、倍半分違うぐらいのことで、30人を超えると、31人以上の乗車定員になりますと特大ということになります。30人以下であれば、大型でいけるということと、もう一つ車両の規格としまして、余り軽量の車両というのは、雪道走行時の安定性が悪いというようなこともございますので、その点についてどうしているのか、あわせて、今これは購入ということになっていますけども、リース契約した場合との比較について検討されていたら、その数字もあわせてお願いします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

まず、規格ということですけども、定員については一応29人を予定をしております。現在は31人ということなんですけども、29人ということで予定をして、若干狭くなることも想定されますけども、まあ29人全て乗っていくことばかりでもありませんので、そういうふうな考えでおります。ですので、高速を走れば中型に対応できるようなそういう形のものにしたいというふうに考えております。

それから、雪道等のことですけども、詳細のところについてはまだ詰めておりませんけども、

その辺のところは十分に検討してやっていきたいと思いますし、リースについては、今のところは、リースについては検討しておりません。ですので、あくまでも購入ということで、バスもそんなつい5年ぐらいで買いかえるということにもならないと思いますので、ある程度もう長期間使用するという考えですので、リースは想定しなかったということでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番、この購入を予定をするバスの、これは、いわゆる今頃バリアフリーとかそういうのになりまして、2ステップにするとか、それと今の排出ガス規制のことが常に問題になるわけですが、この対応についてどういうものを予定をされているかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

詳細についてはまだ検討しておりませんので、これから詰めていかなきゃいけないと思うんですけども、できるだけそういった環境に配慮するということは大事なことです。その辺のところも踏まえて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番、特に2ステップの分については、その点についてもう一度確認します。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

できるだけ対応できるように検討したいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番、それでは、次に、同じ今度は次の企画費、10ページです。10ページの企画費の011企業誘致対策事業費で、旧高尻保育所の施設修繕ということで、企業誘致に対応するということですので、もう少し企業誘致についての詳細を説明願います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企業誘致の詳細ということで、御質問にお答えいたします。

まず、改修の内容でございますが、旧高尻保育所、その名のとおり保育所としての施設でございますので、トイレ、炊事場等中心に子ども用のが設置してあります。それと、入り口等いろいろ改修する必要があります。で、仮に企業が使いたいということになりましたら、すぐに改修できるように準備をしておくものでございます。例としましては、小規模IT企業が吉賀町へ来たいと言った場合に、直ちに希望の事務所が開設できるように準備をするものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） これまで、高尻保育所については、以前の補助金等の関係で、いわゆる保育所としての経費等を見ておりましたが、その点の問題はどのようにクリアされているのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

当該建物につきましては、過去に国庫補助金を入れまして、保育所として整備したものでございます。この点について島根県と協議を進めた結果、この5月に建築した日から処分年限を経過しているため、処分してもよろしいという確認がとれましたので、今回この予算を計上するものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか、ほかに。8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） 8 番、今の旧高尻保育所の改修ですけども、これは企業が来るか来ないかはわからないが、まず、すぐに使えるような状態として改修をするというふうにお聞きをしてよろしいかということと、特に高尻保育所の場合は外部の老朽が非常に激しくなって、いわゆるテラスと言いますか、なっております。そのテラス等についての改修はどういう計画としているかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 御質問にお答えします。

これまで、いわゆる情報系の企業から数社、吉賀町へ問い合わせがっております。

その中で、旧高尻保育所も開設と言いますか、事業を始める希望はありましたが、結果的にはまだそれに至っておりません。で、私どもとしましては、そういう企業というのは非常にレスポンスがいいと言いますか、すぐにということがございますので、今回、予算計上をするものでございます。

テラス等につきましては、現在、テラスにつきましては改修する予定はございませんが、外壁につきましては、もうすでに剥がれているところが見受けられますので、ちょっと企業が決まらなくても、この部分につきましては行う、場合によっては行いたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） 8 番、14 ページの商工費で、観光費としまして、今、正国公園

の遊具の設置があります。で、これはどのような遊具を計画をしているのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 遊具についてお答えいたします。

現状、今考えておりますのは、ブランコと滑り台を考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） 8 番、それと今の同じく 14 ページで、水源会館の浄化槽の関係ですけれども、壊れた原因、理由、それと改修のされる予定の浄化槽の大きさ。大きさというのは何人槽という意味の大きさです。それと、その同じ位置につけかえをするのか、別位置として設置をする計画にしているものか、その 3 点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

ちょっと人槽につきましては、ちょっと資料が今抜けておりますので、後ほどお答えさしていただければと思います。現在の浄化槽が壊れた原因ですが、地盤沈下が原因だと今判断しております。で、今度新しい浄化槽の位置ですが、ちょっと細かいところになりますが、水源会館から見て道路側、今の小さな倉庫が建っておりますが、その間に建設する予定としております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） まだ、あるのはあるでしょうが、まだ最終日もありますので、質疑がないということで、日程第 20、議案第 73 号平成 27 年度吉賀町一般会計補正予算（第 1 号）の質疑は保留しておきます。

_____ . _____ . _____

○議長（安永 友行君） これで、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会をします。御苦勞でございました。

午前11時49分散会
